

第2四半期報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社東日本銀行

(E03642)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【事業等のリスク】	5
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【提出会社の状況】	20
1 【株式等の状況】	20
(1) 【株式の総数等】	20
① 【株式の総数】	20
② 【発行済株式】	20
(2) 【新株予約権等の状況】	20
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	22
(4) 【ライツプランの内容】	22
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	22
(6) 【大株主の状況】	22
(7) 【議決権の状況】	23
① 【発行済株式】	23
② 【自己株式等】	23
2 【役員の状況】	23
第4 【経理の状況】	24
1 【中間連結財務諸表】	25
(1) 【中間連結貸借対照表】	25
(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】	27
【中間連結損益計算書】	27
【中間連結包括利益計算書】	28
(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】	29
(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	32
【注記事項】	33
【セグメント情報】	58
【関連情報】	58
【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】	59

	【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】	59
	【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】	59
2	【その他】	61
3	【中間財務諸表】	62
	(1) 【中間貸借対照表】	62
	(2) 【中間損益計算書】	64
	(3) 【中間株主資本等変動計算書】	65
	【注記事項】	68
4	【その他】	78
	第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	79
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月13日

【四半期会計期間】 第148期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 株式会社東日本銀行

【英訳名】 The Higashi-Nippon Bank, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 石井道遠

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋3丁目11番2号

【電話番号】 03(3273)6221(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 小室満

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋3丁目11番2号

【電話番号】 03(3273)6221(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 小室満

【縦覧に供する場所】 株式会社東日本銀行 水戸支店
(茨城県水戸市泉町2丁目3番2号)

株式会社東日本銀行 松戸支店
(千葉県松戸市稔台7丁目2番地の2)

株式会社東日本銀行 横浜支店
(神奈川県横浜市中区曙町1丁目5番地)

株式会社東日本銀行 与野支店
(埼玉県さいたま市浦和区上木崎2丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成23年度 中間連結 会計期間	平成24年度 中間連結 会計期間	平成25年度 中間連結 会計期間	平成23年度	平成24年度
		(自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日)	(自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)
連結経常収益	百万円	18,983	20,287	20,801	41,406	38,883
連結経常利益	百万円	4,459	5,219	6,462	11,823	7,944
連結中間純利益	百万円	2,358	3,122	3,888	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	5,832	4,581
連結中間包括利益	百万円	444	1,265	3,884	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	5,624	8,814
連結純資産額	百万円	86,269	91,319	101,418	90,742	98,200
連結総資産額	百万円	1,836,072	1,889,134	1,932,711	1,857,201	1,906,817
1株当たり純資産額	円	488.01	516.21	572.79	513.22	554.88
1株当たり 中間純利益金額	円	13.03	17.68	22.02	—	—
1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	32.58	25.94
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 金額	円	—	17.68	21.95	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	—	—	25.91
自己資本比率	%	4.7	4.8	5.2	4.9	5.1
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	26,309	4,331	15,041	△3,193	△12,441
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	24,948	4,026	△4,001	20,132	△25,515
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△2,042	△707	△708	△2,816	△1,415
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	116,952	89,510	52,822	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	81,860	42,489
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,462 [373]	1,474 [384]	1,477 [376]	1,416 [379]	1,439 [381]

- (注) 1. 当行の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。連結子会社も主に税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 平成23年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、平成23年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額についても、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権－(中間)期末少数株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 従業員数欄の[]内には、臨時従業員数の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第146期中	第147期中	第148期中	第146期	第147期
決算年月		平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成24年3月	平成25年3月
経常収益	百万円	18,960	20,047	20,569	41,133	38,379
経常利益	百万円	4,478	5,280	6,373	11,805	7,952
中間純利益	百万円	2,418	3,216	3,824	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	5,404	4,638
資本金	百万円	38,300	38,300	38,300	38,300	38,300
発行済株式総数	千株	184,673	184,673	184,673	184,673	184,673
純資産額	百万円	86,628	91,231	101,195	90,592	98,059
総資産額	百万円	1,836,687	1,889,005	1,932,650	1,856,960	1,906,675
預金残高	百万円	1,703,718	1,737,269	1,726,981	1,720,266	1,718,401
貸出金残高	百万円	1,350,855	1,393,963	1,446,219	1,371,533	1,437,724
有価証券残高	百万円	347,042	348,659	391,287	353,783	387,346
1株当たり 中間純利益金額	円	13.36	18.21	21.65	—	—
1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	30.19	26.26
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 金額	円	—	18.21	21.59	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	—	—	26.23
1株当たり中間配当額	円	4.00	4.00	4.00	—	—
1株当たり配当額	円	—	—	—	8.00	8.00
自己資本比率	%	4.7	4.8	5.2	4.9	5.1
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,414 [359]	1,418 [369]	1,423 [361]	1,365 [365]	1,384 [366]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 第146期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第146期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額についても、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 従業員数欄の[]内には、臨時従業員数の平均人員を外書きで記載しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生及び前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間の内外経済を顧みますと、海外経済は、一部に緩慢な動きも見られるものの、全体としては徐々に持ち直しております。

米国経済は、堅調な民需を背景に緩やかな回復基調が続いております。輸出は緩やかに増加しておりますが、生産及び設備投資の持ち直しに向けた動きは、なお緩慢となっております。一方、個人消費は雇用情勢が改善傾向を辿っていることを背景に緩やかな増加基調が続いております。

欧州経済は、輸出及び生産をはじめ全体として底入れしております。民間設備投資は引き続き減少しておりますが、個人消費は厳しい雇用・所得環境が続いている中、消費者マインドが改善するもとで下げ止まっております。

アジア経済のうち、中国経済は、安定した成長が続いております。輸出は緩やかな持ち直しに向っておりますが、弱めの動きが続いております。生産は輸出面の影響もあって伸びが鈍化しております。固定資産投資はインフラ投資及び不動産投資の増加を中心に底堅い伸びとなっております。個人消費は良好な雇用・所得環境のもとで堅調に推移しております。

新興国経済は、全体として持ち直しに向けた動きが弱まっております。輸出は弱めの動きが続いております。生産は持ち直しに向けた動きが停滞しております。設備投資は企業マインドが慎重なもとで伸び悩んでおり、個人消費は消費者マインドの慎重化等を背景に減速しております。

わが国経済は、緩やかに回復しております。輸出は持ち直し傾向にあり、公共投資は増加を続けております。また、国内民間需要をみると、設備投資は企業収益が改善する中で、持ち直しつつあります。個人消費は雇用・所得環境に改善の動きがみられる中で、引き続き底堅く推移しております。こうした内外需要を反映して生産は緩やかに増加しております。

このような環境のもと、当行グループは、業績の伸長と経営の効率化に努め、また、中小企業金融円滑化法終了後も従来と変わらず、金融支援を含む中小企業金融の円滑化に積極的に取り組みました。この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は以下のとおりとなりました。

なお、当中間連結会計期間末から要注意先債権を中小企業金融円滑化法対応先とそれ以外の要注意先に分けてそれぞれの貸倒実績率を個別に算出することとし、要注意先債権の貸倒実績率をより精緻に算定して引当を実施しております。これにより、従来の方法に比べて当第2四半期連結累計期間の経常費用は63百万円増加しております。

当行グループは、銀行業の単一セグメントとなっております。

業容面につきましては、預金（譲渡性預金含む）は、当第2四半期連結累計期間中279億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は1兆7,981億円となりました。

一方、貸出金は、当第2四半期連結累計期間中84億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は1兆4,457億円となりました。

有価証券は、当第2四半期連結累計期間中39億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は3,904億円となりました。

総資産は、当第2四半期連結累計期間中258億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は1兆9,327億円となりました。

次に、損益状況でございますが、経常収益は前年同四半期連結累計期間比 5 億13百万円増加し、208 億 1 百万円となりました。うち資金運用収益が159億35百万円、役務取引等収益が16億97百万円、その他業務収益が 7 億25百万円、その他経常収益が24億42百万円となりました。

一方、経常費用は前年同四半期連結累計期間比 7 億29百万円減少し、143億38百万円となりました。うち資金調達費用が 9 億63百万円、役務取引等費用が 8 億 9 百万円、その他業務費用が 2 億 8 百万円、営業経費が117億30百万円、その他経常費用が 6 億26百万円となりました。

以上により、経常利益は前年同四半期連結累計期間比12億42百万円増加して64億62百万円、中間純利益は前年同四半期連結累計期間比 7 億66百万円増加して38億88百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、前年同四半期連結累計期間比2億58百万円の増加で、149億72百万円となりました。国内業務部門は1億97百万円増加して148億9百万円となりました。国際業務部門については61百万円増加して1億62百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間の役員取引等収支は、前年同四半期連結累計期間比2億3百万円増加して8億88百万円となりました。国内業務部門については2億1百万円増加して10億81百万円となり、国際業務部門については0百万円減少して19百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間のその他業務収支は、前年同四半期連結累計期間比21億53百万円減少して5億16百万円となりました。国内業務部門については21億44百万円減少して5億79百万円となり、国際業務部門については0百万円増加して58百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	14,611	101	△0	14,713
	当第2四半期連結累計期間	14,809	162	△0	14,972
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	15,803	158	7	15,920
	当第2四半期連結累計期間	15,767	201	6	15,935
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	1,191	57	7	1,207
	当第2四半期連結累計期間	957	38	6	963
役員取引等収支	前第2四半期連結累計期間	879	20	215	684
	当第2四半期連結累計期間	1,081	19	212	888
うち役員取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,712	26	225	1,513
	当第2四半期連結累計期間	1,898	26	227	1,697
うち役員取引等費用	前第2四半期連結累計期間	832	6	10	829
	当第2四半期連結累計期間	816	7	14	809
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	2,724	57	111	2,670
	当第2四半期連結累計期間	579	58	121	516
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	2,724	57	111	2,670
	当第2四半期連結累計期間	788	58	121	725
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	0	—	—	0
	当第2四半期連結累計期間	208	—	—	208

(注) 1. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3. 相殺消去額は、連結会社相互間の取引高の消去額であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、前年同四半期連結累計期間比1億84百万円増加して16億97百万円となりました。国内業務部門については、証券関連業務の受入手数料等を主要因に1億86百万円増加して18億98百万円となりました。国際業務部門については、0百万円減少して26百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間の役務取引等費用は、前年同四半期連結累計期間比19百万円減少して8億9百万円となりました。国内業務部門は支払保証料等を主要因に15百万円減少し8億16百万円となり、国際業務部門については0百万円増加して7百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,712	26	225	1,513
	当第2四半期連結累計期間	1,898	26	227	1,697
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	623	—	—	623
	当第2四半期連結累計期間	690	—	—	690
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	515	25	3	536
	当第2四半期連結累計期間	513	24	3	535
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	128	—	—	128
	当第2四半期連結累計期間	237	—	—	237
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	364	—	222	142
	当第2四半期連結累計期間	375	—	224	151
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	77	—	—	77
	当第2四半期連結累計期間	77	—	—	77
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	2	1	—	4
	当第2四半期連結累計期間	2	1	—	4
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	832	6	10	829
	当第2四半期連結累計期間	816	7	14	809
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	147	5	—	152
	当第2四半期連結累計期間	151	5	—	157

- (注) 1. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。
2. 相殺消去額は、連結会社相互間の取引高の消去額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	1,732,753	4,515	1,563	1,735,706
	当第2四半期連結会計期間	1,722,231	4,749	1,632	1,725,348
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	686,362	—	1,563	684,799
	当第2四半期連結会計期間	692,036	—	1,632	690,404
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,028,792	—	—	1,028,792
	当第2四半期連結会計期間	1,008,236	—	—	1,008,236
うちその他	前第2四半期連結会計期間	17,598	4,515	—	22,114
	当第2四半期連結会計期間	21,958	4,749	—	26,708
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	20,420	—	—	20,420
	当第2四半期連結会計期間	72,751	—	—	72,751
総合計	前第2四半期連結会計期間	1,753,173	4,515	1,563	1,756,126
	当第2四半期連結会計期間	1,794,983	4,749	1,632	1,798,100

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

4. 相殺消去額は、連結会社相互間の債権・債務の消去額であります。

国内・特別国際金融取引勘定別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,393,514	100.00	1,445,752	100.00
製造業	102,399	7.35	100,829	6.97
農業, 林業	728	0.05	1,181	0.08
漁業	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	366	0.03	364	0.02
建設業	77,329	5.55	78,054	5.40
電気・ガス・熱供給・水道業	517	0.04	584	0.04
情報通信業	27,665	1.99	27,127	1.88
運輸業, 郵便業	33,910	2.43	39,384	2.72
卸売業, 小売業	148,913	10.69	147,448	10.20
金融業, 保険業	73,000	5.24	77,243	5.34
不動産業	87,567	6.28	82,148	5.68
不動産賃貸管理業	325,985	23.39	370,613	25.63
物品賃貸業	27,637	1.98	28,700	1.99
学術研究, 専門・技術サービス業	21,245	1.52	21,629	1.50
宿泊業	13,548	0.97	12,954	0.90
飲食業	20,182	1.45	20,067	1.39
生活関連サービス業, 娯楽業	46,002	3.30	47,448	3.28
教育, 学習支援業	6,531	0.47	6,680	0.46
医療・福祉	33,035	2.37	32,079	2.22
その他のサービス業	30,895	2.22	29,458	2.04
地方公共団体	24,224	1.74	41,910	2.90
その他	291,823	20.94	279,843	19.36
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,393,514	—	1,445,752	—

(注) 「国内」とは、当行(除く特別国際金融取引勘定分)及び連結子会社であります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	17,835	16,146	△1,689
経費(除く臨時処理分)	11,400	11,531	131
人件費	6,169	6,187	18
物件費	4,719	4,828	109
税金	511	515	3
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	6,435	4,614	△1,821
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	6,435	4,614	△1,821
一般貸倒引当金繰入額	△371	△281	89
業務純益	6,807	4,896	△1,910
うち債券関係損益	2,401	231	△2,169
臨時損益	△1,526	1,477	3,003
株式等関係損益	—	2,230	2,230
不良債権処理額	1,463	821	△641
貸出金償却	82	0	△82
個別貸倒引当金繰入額	1,075	642	△433
その他の債権売却損等	305	179	△125
貸倒引当金戻入益	—	—	—
償却債権取立益	0	1	0
その他臨時損益	△63	67	130
経常利益	5,280	6,373	1,092
特別損益	△92	△64	28
うち固定資産処分損益	△92	△64	28
税引前中間純利益	5,188	6,309	1,120
法人税、住民税及び事業税	2,165	1,064	△1,101
法人税等調整額	△192	1,421	1,614
法人税等合計	1,972	2,485	512
中間純利益	3,216	3,824	608

(注) 1. 業務粗利益＝資金運用収支＋役員取引等収支＋その他業務収支

2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

5. 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.77	1.72	△0.04
(イ)貸出金利回	2.14	2.03	△0.10
(ロ)有価証券利回	0.88	0.76	△0.12
(2) 資金調達原価 ②	1.46	1.41	△0.05
(イ)預金等利回	0.11	0.08	△0.03
(ロ)外部負債利回	0.10	0.17	0.07
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.30	0.30	0.00

(注) 1. 「国内業務部門」とは国内店の円建諸取引であります。
2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金 繰入前・のれん償却前)	14.12	9.24	△4.87
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	14.12	9.24	△4.87
業務純益ベース	14.93	9.81	△5.12
中間純利益ベース	7.05	7.66	0.60

(注) 分母となる株主資本平均残高は(期首純資産の部合計+期末純資産の部合計)÷2を使用しております。なお、純資産の部合計は新株予約権を除いております。

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	1,737,269	1,726,981	△10,288
預金(平残)	1,665,388	1,663,537	△1,850
貸出金(末残)	1,393,963	1,446,219	52,256
貸出金(平残)	1,347,387	1,418,264	70,877

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,183,969	1,174,174	△9,794
法人	553,299	552,806	△493
計	1,737,269	1,726,981	△10,288

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
住宅ローン残高	270,261	259,695	△10,566
その他ローン残高	13,733	12,451	△1,282
計	283,994	272,146	△11,848

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	1,204,746	1,222,399	17,653
総貸出金残高	②	百万円	1,393,963	1,446,219	52,256
中小企業等貸出金比率	①/②	%	86.42	84.52	△1.90
中小企業等貸出先件数	③	件	46,054	45,846	△208
総貸出先件数	④	件	46,413	46,236	△177
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.22	99.15	△0.07

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	40	134	31	158
保証	404	2,472	401	1,836
計	444	2,607	432	1,995

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当行は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出手法は標準的手法、オペレーショナル・リスクの算出手法は基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	38,300	38,300
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	24,600	24,600
	利益剰余金	25,665	29,600
	自己株式(△)	1,449	1,452
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	706	706
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	19	100
	連結子法人等の少数株主持分	124	157
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当 額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	86,554	90,600
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	3,678	3,678
	一般貸倒引当金	3,763	2,919
	負債性資本調達手段等	10,000	10,000
	うち永久劣後債務	—	—
	うち期限付劣後債務(注)	10,000	10,000
	計	17,441	16,597
	うち自己資本への算入額 (B)	17,441	16,597
控除項目	控除項目 (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	103,995	107,198

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,045,935	1,073,274
	オフ・バランス取引等項目	4,957	5,234
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,050,893	1,078,508
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	60,074	59,843
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,805	4,787
	計(E)+(F) (H)	1,110,968	1,138,352
連結自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		9.36	9.41
(参考) Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		7.79	7.95

(注) 告示第29条第1項第4号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	38,300	38,300
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	24,600	24,600
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	754	1,036
	その他利益剰余金	24,947	28,498
	その他	—	—
	自己株式(△)	1,449	1,452
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	706	706
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	19	100
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	86,465	90,377
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	—	—
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	3,678	3,678
	一般貸倒引当金	3,716	2,882
	負債性資本調達手段等	10,000	10,000
	うち永久劣後債務	—	—
	うち期限付劣後債務(注)	10,000	10,000
	計	17,394	16,560
うち自己資本への算入額 (B)	17,394	16,560	
控除項目	控除項目 (C)	—	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	103,860	106,938
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,045,691	1,073,110
	オフ・バランス取引等項目	4,956	5,234
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,050,648	1,078,345
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G)/8% (F)	59,122	58,924
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,729	4,713
計(E)+(F) (H)	1,109,771	1,137,269	
単体自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%)		9.35	9.40
(参考) Tier 1 比率 = A/H×100(%)		7.79	7.94

(注) 告示第41条第1項第4号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成24年9月30日	平成25年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	105	96
危険債権	231	173
要管理債権	130	111
正常債権	13,514	14,117

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物は、528億22百万円(前年同四半期連結会計期間末は895億10百万円)となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは150億41百万円(前年同四半期連結累計期間は43億31百万円)となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益63億98百万円(前年同四半期連結累計期間は51億27百万円)、貸出金の純増84億86百万円(前年同四半期連結累計期間は純増224億20百万円)、譲渡性を含む総預金の純増279億29百万円(前年同四半期連結累計期間は純増374億95百万円)、借入金の純減18億30百万円(前年同四半期連結累計期間は純減76億70百万円)等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは△40億1百万円(前年同四半期連結累計期間は40億26百万円)となりました。これは主に有価証券の取得による支出630億83百万円(前年同四半期連結累計期間は1,066億83百万円)、有価証券の売却・償還による収入613億8百万円(前年同四半期連結累計期間は1,112億6百万円)等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは△7億8百万円(前年同四半期連結累計期間は△7億7百万円)となりました。これは主に、配当金の支払による支出7億6百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 主要な設備

①当第2四半期連結累計期間に取得した主要な設備等は次のとおりであります。

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物		取得年月
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	延面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	
当行	—	横浜支店	神奈川県 横浜市中区	店舗	514.83	322	825.48	27	平成25年8月
	—	荏原支店	東京都 品川区	店舗	349.34	251	739.25	37	平成25年9月
	—	東十条支店	東京都 北区	店舗	432.13	232	565.71	12	平成25年9月

(注) 1. 上記は既存の賃借店舗の取得であります。

2. 上記のほか、上野支店の建替用地として平成25年9月に土地(帳簿価額743百万円)を取得しております。当第2四半期連結会計期間末において設備の詳細は未定であります。

②前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等の計画のうち、草加支店の店舗建替について未定となっていた着手年月及び完了予定年月は、当第2四半期連結累計期間において次のとおりとなっております。

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	着手年月	完了予定年月
当行	—	草加支店	埼玉県 草加市	店舗	平成25年10月	平成26年11月

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	388,000,000
計	388,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	184,673,500	184,673,500	東京証券取引所 (市場第一部)	(注)1, 2
計	184,673,500	184,673,500	—	—

(注) 1. 単元株式数は定款で、1,000株と定めております。

2. 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式です。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年7月29日取締役会決議
新株予約権の数	4,122個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	412,200株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額
新株予約権の行使期間	平成25年8月14日から平成55年8月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株当たり 214円 資本組入額1株当たり107円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数 100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以降、当行が当行普通株式の株式分割(当行普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当行が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1)新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2)上記(1)は、新株予約権を相続により継承した者および譲渡による新株予約権の取得について当行取締役会の決議による承認を受けている場合の新株予約権を譲受けた者については適用しない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。))又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。))以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注2)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議がなされた場合)は、当行取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

①当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記(注3)に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年9月30日	—	184,673	—	38,300	—	24,600

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	31,409	17.00
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	14,906	8.07
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	11,374	6.15
東栄株式会社	東京都千代田区神田東松下町17番地	5,635	3.05
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27番2号	4,974	2.69
東日本銀行従業員投資会	東京都中央区日本橋3丁目11番2号	4,528	2.45
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西3丁目7番地	4,121	2.23
BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー	4,035	2.18
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	3,956	2.14
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,240	1.75
計	—	88,178	47.74

- (注) 1. 当行は平成25年9月30日現在、自己株式を8,063千株所有しておりますが、上記大株主から除外してあります。
2. 三井住友海上火災保険株式会社の住所は、平成25年10月に本店所在地を東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地に移転しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,063,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 175,645,000	175,645	—
単元未満株式	普通株式 965,500	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	184,673,500	—	—
総株主の議決権	—	175,645	—

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。
また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社東日本銀行	東京都中央区日本橋3丁目 11番2号	8,063,000	—	8,063,000	4.36
計	—	8,063,000	—	8,063,000	4.36

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下、「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※7 43,334	※7 53,688
コールローン及び買入手形	15,159	15,166
有価証券	※7, ※12 386,557	※7, ※12 390,498
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,437,265	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,445,752
外国為替	869	1,351
その他資産	※7 8,198	※7 7,832
有形固定資産	※9, ※10 20,396	※9, ※10 22,457
無形固定資産	795	752
繰延税金資産	4,706	3,297
支払承諾見返	2,541	1,995
貸倒引当金	△13,008	△10,081
資産の部合計	1,906,817	1,932,711
負債の部		
預金	※7 1,716,844	※7 1,725,348
譲渡性預金	53,326	72,751
借入金	※7 1,830	※7 —
外国為替	13	2
社債	※11 10,000	※11 10,000
その他負債	13,369	10,576
賞与引当金	846	844
退職給付引当金	6,399	6,335
役員退職慰労引当金	5	3
利息返還損失引当金	10	9
睡眠預金払戻損失引当金	192	187
偶発損失引当金	230	230
再評価に係る繰延税金負債	※9 3,006	※9 3,006
支払承諾	2,541	1,995
負債の部合計	1,808,616	1,831,293

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
資本金	38,300	38,300
資本剰余金	24,600	24,600
利益剰余金	26,418	29,600
自己株式	△1,450	△1,452
株主資本合計	87,867	91,048
その他有価証券評価差額金	5,550	5,434
繰延ヘッジ損益	△584	△489
土地再評価差額金	※9 5,166	※9 5,166
その他の包括利益累計額合計	10,133	10,111
新株予約権	59	100
少数株主持分	139	157
純資産の部合計	98,200	101,418
負債及び純資産の部合計	1,906,817	1,932,711

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
経常収益	20,287	20,801
資金運用収益	15,920	15,935
(うち貸出金利息)	14,465	14,458
(うち有価証券利息配当金)	1,388	1,456
役務取引等収益	1,513	1,697
その他業務収益	2,670	725
その他経常収益	※1 182	※1 2,442
経常費用	15,067	14,338
資金調達費用	1,207	963
(うち預金利息)	967	704
役務取引等費用	829	809
その他業務費用	0	208
営業経費	11,684	11,730
その他経常費用	※2 1,346	※2 626
経常利益	5,219	6,462
特別利益	0	—
固定資産処分益	0	—
特別損失	92	64
固定資産処分損	92	64
税金等調整前中間純利益	5,127	6,398
法人税、住民税及び事業税	2,165	1,070
法人税等調整額	△192	1,421
法人税等合計	1,972	2,491
少数株主損益調整前中間純利益	3,154	3,906
少数株主利益	32	17
中間純利益	3,122	3,888

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
少数株主損益調整前中間純利益	3,154	3,906
その他の包括利益	△1,889	△21
その他有価証券評価差額金	△1,849	△116
繰延ヘッジ損益	△39	94
中間包括利益	1,265	3,884
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	1,233	3,866
少数株主に係る中間包括利益	32	17

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	38,300	38,300
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	38,300	38,300
資本剰余金		
当期首残高	24,600	24,600
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	24,600	24,600
利益剰余金		
当期首残高	23,249	26,418
当中間期変動額		
剰余金の配当	△706	△706
中間純利益	3,122	3,888
当中間期変動額合計	2,415	3,182
当中間期末残高	25,665	29,600
自己株式		
当期首残高	△1,448	△1,450
当中間期変動額		
自己株式の取得	△0	△1
当中間期変動額合計	△0	△1
当中間期末残高	△1,449	△1,452
株主資本合計		
当期首残高	84,701	87,867
当中間期変動額		
剰余金の配当	△706	△706
中間純利益	3,122	3,888
自己株式の取得	△0	△1
当中間期変動額合計	2,415	3,180
当中間期末残高	87,116	91,048

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金		
当期首残高	1,357	5,550
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1,849	△116
当中間期変動額合計	△1,849	△116
当中間期末残高	△491	5,434
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△576	△584
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△39	94
当中間期変動額合計	△39	94
当中間期末残高	△616	△489
土地再評価差額金		
当期首残高	5,166	5,166
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	5,166	5,166
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	5,948	10,133
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1,889	△21
当中間期変動額合計	△1,889	△21
当中間期末残高	4,059	10,111
新株予約権		
当期首残高	—	59
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	19	41
当中間期変動額合計	19	41
当中間期末残高	19	100
少数株主持分		
当期首残高	92	139
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	32	17
当中間期変動額合計	32	17
当中間期末残高	124	157

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
純資産合計		
当期首残高	90,742	98,200
当中間期変動額		
剰余金の配当	△706	△706
中間純利益	3,122	3,888
自己株式の取得	△0	△1
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,837	37
当中間期変動額合計	577	3,218
当中間期末残高	91,319	101,418

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	5,127	6,398
減価償却費	490	522
貸倒引当金の増減(△)	△1,734	△2,927
賞与引当金の増減額(△は減少)	△8	△2
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△110	△63
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△298	△1
利息返還損失引当金の増減額(△は減少)	△12	△1
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△14	△5
偶発損失引当金の増減(△)	4	0
資金運用収益	△15,920	△15,935
資金調達費用	1,207	963
有価証券関係損益(△)	△2,401	△2,462
為替差損益(△は益)	0	△0
固定資産処分損益(△は益)	45	14
貸出金の純増(△)減	△22,420	△8,486
預金の純増減(△)	17,075	8,504
譲渡性預金の純増減(△)	20,420	19,424
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△7,670	△1,830
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△32	△21
コールローン等の純増(△)減	△4,846	△6
外国為替(資産)の純増(△)減	226	△482
外国為替(負債)の純増減(△)	△48	△11
資金運用による収入	16,096	16,263
資金調達による支出	△1,168	△1,593
その他	1,001	△298
小計	5,008	17,963
法人税等の支払額	△677	△2,921
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,331	15,041
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△106,683	△63,083
有価証券の売却による収入	109,502	43,503
有価証券の償還による収入	1,704	17,805
有形固定資産の取得による支出	△531	△2,228
有形固定資産の売却による収入	35	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,026	△4,001
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△706	△706
自己株式の取得による支出	△0	△1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△707	△708
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	7,650	10,332
現金及び現金同等物の期首残高	81,860	42,489
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 89,510	※1 52,822

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 4社

東日本ビジネスサービス(株)、東日本オフィスサービス(株)、東日本保証サービス(株)、東日本銀ジェーシービーカード(株)

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(2) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券で株式及びその他の中の受益証券については原則として中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年~47年

その他 3年~15年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件変更前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結子会社については、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を計上しております。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末に発生していると認められる額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結子会社の役員への退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度等により実行した融資について、将来発生する可能性がある負担金支払の見込額を計上しております。

(11) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

①金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

②為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

当行の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。連結子会社も主に税抜方式によっております。

ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

[次へ](#)

(中間連結貸借対照表関係)

※1. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	4,091百万円	2,890百万円
延滞債権額	25,442百万円	23,675百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	525百万円	709百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	11,055百万円	10,402百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	41,115百万円	37,678百万円

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	19,506百万円	17,643百万円

※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表(前連結貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	3,432百万円	3,371百万円

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
担保に供している資産		
現金預け金	25百万円	24百万円
有価証券	115,853百万円	113,492百万円
その他資産	23百万円	24百万円
計	115,903百万円	113,541百万円
担保資産に対応する債務		
預金	4,074百万円	6,629百万円
借入金	1,830百万円	—

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	23,020百万円	10,173百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
保証金	3,530百万円	3,360百万円

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	54,228百万円	57,721百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	46,394百万円	50,139百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額は、当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回っていないため差額を記載していません。

※10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	10,045百万円	10,109百万円

※11. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付社債	10,000百万円	10,000百万円

※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	333百万円	292百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
株式等売却益	—	2,233百万円

※2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸倒引当金繰入額	888百万円	384百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	184,673	—	—	184,673	
合計	184,673	—	—	184,673	
自己株式					
普通株式	8,044	4	—	8,049	(注)
合計	8,044	4	—	8,049	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 4千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)			当中間連結 会計期間末 残高(百万円)	摘要
			当連結会計年 度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・ オプション としての 新株予約権		—	—	—	19	
合計			—	—	—	19	

3. 当行の配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年 6月 27日 定時株主総会	普通株式	706	4	平成24年 3月 31日	平成24年 6月 28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年11月13日 取締役会	普通株式	706	利益剰余金	4	平成24年 9月 30日	平成24年12月 5日

当中間連結会計期間（自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	184,673	—	—	184,673	
合計	184,673	—	—	184,673	
自己株式					
普通株式	8,055	7	—	8,063	(注)
合計	8,055	7	—	8,063	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加7千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高(百万円)	摘要
			当連結会計年 度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・ オプション としての 新株予約権		—	—	—	100	
合計			—	—	—	100	

3. 当行の配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	706	4	平成25年3月31日	平成25年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年11月13日 取締役会	普通株式	706	利益剰余金	4	平成25年9月30日	平成25年12月5日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
現金預け金勘定	90,346百万円	53,688百万円
日本銀行以外への預け金	△836百万円	△865百万円
現金及び現金同等物	89,510百万円	52,822百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、器具及び備品であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(3) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	176	160	—	16
無形固定資産	—	—	—	—
合計	176	160	—	16

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間連結会計期間末 残高相当額
有形固定資産	69	65	—	3
無形固定資産	—	—	—	—
合計	69	65	—	3

②未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	18	4
1年超	—	—
合計	18	4
リース資産減損勘定の残高	—	—

③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
支払リース料	51	14
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	45	12
支払利息相当額	1	0
減損損失	—	—

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	5	7
1年超	14	18
合計	20	25

[次へ](#)

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金預け金	43,334	43,334	—
(2)有価証券			
その他有価証券	385,330	385,330	—
(3)貸出金	1,437,265		
貸倒引当金(*1)	△12,587		
	1,424,678	1,451,542	26,864
資産計	1,853,343	1,880,208	26,864
(1)預金	1,716,844	1,717,047	203
(2)譲渡性預金	53,326	53,326	—
負債計	1,770,170	1,770,374	203
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4	4	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(945)	(945)	—
デリバティブ取引計	(941)	(941)	—

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2)デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	53,688	53,688	—
(2)有価証券			
その他有価証券	389,273	389,273	—
(3)貸出金	1,445,752		
貸倒引当金(*1)	△9,724		
	1,436,027	1,454,890	18,862
資産計	1,878,989	1,897,852	18,862
(1)預金	1,725,348	1,725,488	139
(2)譲渡性預金	72,751	72,751	—
負債計	1,798,100	1,798,240	139
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2	2	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(806)	(806)	—
デリバティブ取引計	(804)	(804)	—

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2)デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金についても、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式及び受益証券は取引所の価格、債券は日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値等により評価した価格によっております。自行保証付私募債は、貸出金と同一の方法により、当行格付に基づく信用リスク、担保による保全状況等を勘案し、時価を算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の元利金の合計額を、当行格付に基づく信用リスク等のリスクプレミアムを算定し無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。また、住宅ローンについては、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、変動金利の定期預金については、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
非上場株式(*1)(*3)	1,179	1,170
非上場受益証券(*2)(*3)	47	47
非上場その他の証券(*2)(*3)	—	6
合 計	1,226	1,225

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 受益証券及びその他の証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 前連結会計年度において、非上場株式及び非上場受益証券について減損処理は行っておりません。

当中間連結会計期間において、非上場株式について2百万円の減損処理を行っております。非上場受益証券及び非上場その他の証券について減損処理は行っておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	9,272	6,981	2,291
	債券	285,254	280,358	4,896
	国債	51,180	50,127	1,053
	地方債	62,790	62,220	569
	社債	171,284	168,010	3,273
	その他	36,598	34,409	2,188
	外国債券	20,306	20,003	303
	小計	331,126	321,749	9,376
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	895	1,074	△178
	債券	35,668	35,894	△226
	国債	19,850	20,034	△184
	地方債	8,869	8,891	△21
	社債	6,948	6,968	△20
	その他	17,641	18,000	△358
	外国債券	17,641	18,000	△358
	小計	54,204	54,969	△764
合計		385,330	376,718	8,612

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,948	6,279	2,668
	債券	237,533	234,062	3,470
	国債	48,354	47,538	815
	地方債	41,183	40,841	341
	社債	147,995	145,682	2,313
	その他	53,257	50,623	2,634
	外国債券	23,604	23,302	301
	小計	299,739	290,965	8,774
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	338	382	△44
	債券	74,835	74,999	△163
	国債	21,009	21,031	△22
	地方債	24,422	24,519	△97
	社債	29,404	29,448	△43
	その他	14,360	14,494	△134
	外国債券	11,133	11,200	△66
	小計	89,533	89,876	△342
合計		389,273	380,841	8,431

2. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合には、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)することとしております。

前連結会計年度及び当中間連結会計期間において、減損処理したものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準の概要は以下の通りであります。

(1) 株式及び受益証券

中間連結会計期間末前(連結会計年度末前)1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額が、取得原価に比べて30%以上下落した場合。

(2) 債券

中間連結会計期間末日(連結会計年度末日)における市場価格等に基づく時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落した場合で発行会社の財務内容等に懸念が認められる場合。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	8,612
その他有価証券	8,612
繰延税金負債	△3,061
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,550
その他有価証券評価差額金	5,550

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

	金額(百万円)
評価差額	8,431
その他有価証券	8,431
繰延税金負債	△2,997
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,434
その他有価証券評価差額金	5,434

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	24	—	△0	△0
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△0	△0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	25	—	△0	△0
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
		合計	—	—	△0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	—	—	—	—
	売建	997	—	△8	△8
	買建	917	—	12	12
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
		合計	—	—	4

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	—	—	—	—
	売建	2,144	—	5	5
	買建	1,982	—	△3	△3
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
		合計	—	—	2

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

- (3) 株式関連取引
該当事項はありません。

- (4) 債券関連取引
該当事項はありません。

- (5) 商品関連取引
該当事項はありません。

- (6) クレジット・デリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	16,000	15,815	△949
	合計	—	—	—	△949

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	15,829	15,755	△804
	合計	—	—	—	△804

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約	外貨建の貸出金	7,316	—	4
	合計	—	—	—	4

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約	外貨建の貸出金	6,905	—	△2
	合計	—	—	—	△2

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業経費	19百万円	41百万円

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

	平成24年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(社外取締役を除く。)12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)1	当行普通株式 497,000株
付与日	平成24年9月11日
権利確定条件	当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、勤務期間に相当する新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	平成24年6月27日から平成24年度に関する定時株主総会終結まで
権利行使期間	平成24年9月12日から平成54年9月11日まで
権利行使価格(注)2	1円
付与日における公正な評価単価(注)2	159円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株あたりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

	平成25年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(社外取締役を除く。)12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)1	当行普通株式 412,200株
付与日	平成25年8月13日
権利確定条件	当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、勤務期間に相当する新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	平成25年6月26日から平成25年度に関する定時株主総会終結まで
権利行使期間	平成25年8月14日から平成55年8月13日まで
権利行使価格(注)2	1円
付与日における公正な評価単価(注)2	213円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株あたりに換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務については、重要性が乏しいため、記載しておりません。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	14,465	3,790	2,031	20,287

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で、中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	14,459	4,130	2,212	20,801

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で、中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	円	554.88	572.79
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	98,200	101,418
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	198	258
うち新株予約権	百万円	59	100
うち少数株主持分	百万円	139	157
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	98,001	101,160
1株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	176,617	176,610

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間 純利益金額	円	17.68	22.02
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	3,122	3,888
普通株主に帰属しない 金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間 純利益	百万円	3,122	3,888
普通株式の期中 平均株式数	千株	176,626	176,614
(2) 潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	円	17.68	21.95
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	22	527
うち新株予約権	千株	22	527
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額の算定 に含めなかった潜在株式の 概要		—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※8 43,333	※8 53,688
コールローン	15,159	15,166
有価証券	※1, ※8, ※13 387,346	※1, ※8, ※13 391,287
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,437,724	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,446,219
外国為替	869	1,351
その他資産	6,419	6,208
その他の資産	※8 6,419	※8 6,208
有形固定資産	※10, ※11 20,389	※10, ※11 22,451
無形固定資産	784	743
繰延税金資産	4,706	3,297
支払承諾見返	2,541	1,995
貸倒引当金	△12,601	△9,759
資産の部合計	1,906,675	1,932,650
負債の部		
預金	※8 1,718,401	※8 1,726,981
譲渡性預金	53,326	72,751
借入金	※8 1,830	※8 —
外国為替	13	2
社債	※12 10,000	※12 10,000
その他負債	11,865	9,158
未払法人税等	3,007	1,132
リース債務	1,015	1,168
資産除去債務	24	24
その他の負債	7,818	6,834
賞与引当金	830	827
退職給付引当金	6,377	6,312
睡眠預金払戻損失引当金	192	187
偶発損失引当金	230	230
再評価に係る繰延税金負債	※10 3,006	※10 3,006
支払承諾	2,541	1,995
負債の部合計	1,808,616	1,831,455

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
資本金	38,300	38,300
資本剰余金	24,600	24,600
資本準備金	24,600	24,600
利益剰余金	26,417	29,534
利益準備金	895	1,036
その他利益剰余金	25,521	28,498
繰越利益剰余金	25,521	28,498
自己株式	△1,450	△1,452
株主資本合計	87,866	90,982
その他有価証券評価差額金	5,550	5,434
繰延ヘッジ損益	△584	△489
土地再評価差額金	※10 5,166	※10 5,166
評価・換算差額等合計	10,133	10,111
新株予約権	59	100
純資産の部合計	98,059	101,195
負債及び純資産の部合計	1,906,675	1,932,650

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
経常収益	20,047	20,569
資金運用収益	15,906	15,923
(うち貸出金利息)	14,450	14,445
(うち有価証券利息配当金)	1,388	1,456
役務取引等収益	1,517	1,701
その他業務収益	2,459	517
その他経常収益	※1 164	※1 2,427
経常費用	14,766	14,195
資金調達費用	1,207	963
(うち預金利息)	967	704
役務取引等費用	839	824
その他業務費用	0	208
営業経費	※2 11,559	※2 11,606
その他経常費用	※3 1,159	※3 593
経常利益	5,280	6,373
特別利益	0	—
特別損失	92	64
税引前中間純利益	5,188	6,309
法人税、住民税及び事業税	2,165	1,064
法人税等調整額	△192	1,421
法人税等合計	1,972	2,485
中間純利益	3,216	3,824

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	38,300	38,300
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	38,300	38,300
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	24,600	24,600
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	24,600	24,600
資本剰余金合計		
当期首残高	24,600	24,600
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	24,600	24,600
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	612	895
当中間期変動額		
利益準備金の積立	141	141
当中間期変動額合計	141	141
当中間期末残高	754	1,036
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	22,579	25,521
当中間期変動額		
利益準備金の積立	△141	△141
剰余金の配当	△706	△706
中間純利益	3,216	3,824
当中間期変動額合計	2,368	2,976
当中間期末残高	24,947	28,498
利益剰余金合計		
当期首残高	23,192	26,417
当中間期変動額		
利益準備金の積立	—	—
剰余金の配当	△706	△706
中間純利益	3,216	3,824
当中間期変動額合計	2,509	3,117
当中間期末残高	25,701	29,534

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
自己株式		
当期首残高	△1,448	△1,450
当中間期変動額		
自己株式の取得	△0	△1
当中間期変動額合計	△0	△1
当中間期末残高	△1,449	△1,452
株主資本合計		
当期首残高	84,643	87,866
当中間期変動額		
剰余金の配当	△706	△706
中間純利益	3,216	3,824
自己株式の取得	△0	△1
当中間期変動額合計	2,508	3,116
当中間期末残高	87,152	90,982
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,357	5,550
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,849	△116
当中間期変動額合計	△1,849	△116
当中間期末残高	△491	5,434
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△576	△584
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△39	94
当中間期変動額合計	△39	94
当中間期末残高	△616	△489
土地再評価差額金		
当期首残高	5,166	5,166
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	5,166	5,166
評価・換算差額等合計		
当期首残高	5,948	10,133
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,889	△21
当中間期変動額合計	△1,889	△21
当中間期末残高	4,059	10,111

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
新株予約権		
当期首残高	—	59
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	19	41
当中間期変動額合計	19	41
当中間期末残高	19	100
純資産合計		
当期首残高	90,592	98,059
当中間期変動額		
剰余金の配当	△706	△706
中間純利益	3,216	3,824
自己株式の取得	△0	△1
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△1,869	19
当中間期変動額合計	639	3,135
当中間期末残高	91,231	101,195

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で株式及びその他の証券の中の受益証券については原則として中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については、中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～47年

その他 3年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件変更前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務

その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異

各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度等により実行した融資について、将来発生する可能性がある負担金支払の見込額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

[次へ](#)

(中間貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式総額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
株 式	789百万円	789百万円

※2. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	4,091百万円	2,890百万円
延滞債権額	25,419百万円	23,665百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	525百万円	709百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	11,055百万円	10,402百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	41,092百万円	37,667百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
19,506百万円	17,643百万円

※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
3,432百万円	3,371百万円

※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
担保に供している資産		
現金預け金	25百万円	24百万円
有価証券	115,853百万円	113,492百万円
その他の資産	23百万円	24百万円
計	115,903百万円	113,541百万円
担保資産に対応する債務		
預金	4,074百万円	6,629百万円
借入金	1,830百万円	—

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	23,020百万円	10,173百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
保証金	3,530百万円	3,360百万円

※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	49,668百万円	53,312百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	46,236百万円	49,718百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額は、当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回っていないため差額を記載していません。

※11. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	10,036百万円	10,099百万円

※12. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付社債	10,000百万円	10,000百万円

※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	333百万円	292百万円

(中間損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
株式等売却益	—	2,233百万円

※2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	380百万円	427百万円
無形固定資産	104百万円	90百万円
その他	2百万円	2百万円

※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸倒引当金繰入額	704百万円	360百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	8,044	4	—	8,049	(注)
合計	8,044	4	—	8,049	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加4千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	8,055	7	—	8,063	(注)
合計	8,055	7	—	8,063	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加7千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、器具及び備品であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	176	160	—	16
無形固定資産	—	—	—	—
合計	176	160	—	16

当中間会計期間(平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末 残高相当額
有形固定資産	69	65	—	3
無形固定資産	—	—	—	—
合計	69	65	—	3

②未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	18	4
1年超	—	—
合計	18	4
リース資産減損勘定の残高	—	—

③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
支払リース料	51	14
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	45	12
支払利息相当額	1	0
減損損失	—	—

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	5	7
1年超	14	18
合計	20	25

(有価証券関係)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
子会社株式	789	789
計	789	789

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

(資産除去債務関係)

資産除去債務については、重要性が乏しいため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	18.21	21.65
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	3,216	3,824
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	3,216	3,824
普通株式の期中平均株式数	千株	176,626	176,614
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	18.21	21.59
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	22	527
うち新株予約権	千株	22	527
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

平成25年11月13日開催の取締役会において、第148期の中間配当につき次のとおり決議しました。

① 普通配当

中間配当金額	706百万円
--------	--------

1株当たりの中間配当金	4円00銭
-------------	-------

② 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成25年12月5日

(注)平成25年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月8日

株式会社 東日本銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 野 勝 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 智 治 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東日本銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東日本銀行及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月8日

株式会社 東日本銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 野 勝 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 智 治 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東日本銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第148期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東日本銀行の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。